

2012年6月22日 全14頁

社会保障・税一体改革による家計への影響試算

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

2011年と比較した2016年の実質可処分所得を試算

[要約]

- 本レポートでは、消費税率引上げを含む社会保障と税の一体改革、および2012年度税制改正や復興増税などの税・社会保障の改正内容について、消費税率引上げ後の2016年と2011年時点とを比較して、家計収支にどのような影響を与えるのか総合的な試算を行う。
- 世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定した。
- 今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011年と比べると2016年の実質可処分所得は5.10%以上減少し、その最大の要因は消費税率の引上げ（物価上昇による実質ベースの減少）である。次に実質可処分所得を減少させる要因としては、現役世帯では、子ども手当（児童手当）の減少と所得制限、厚生年金保険料の増加、住民税の年少扶養控除廃止などが挙げられる。高齢世帯では、物価スライド特例水準の減少（年金減額）と介護保険料の増加が挙げられる。
- 夫婦2人で生活しているときの夫婦合計の年金額よりも、夫の死亡後に妻に支給される年金額は少なくなる。にもかかわらず、「低年金者への年金加算」は個人単位で見た支給額が老齢基礎年金の満額を超えているか否かで判定する。このため、夫婦2人で生活していたときは「低年金者への年金加算」があったが、夫の死亡後は「低年金者への年金加算」がなくなるケースも多いものと考えられる。

※本レポートは、2011年12月16日発表の拙稿「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11121601tax.html>）を改訂したものである。前提条件や試算結果を改訂した点は下線で示している（ただし、単純に表記を直したのみの箇所は下線を付けていない）。なお、本レポートでは「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」における試算を「前回試算」と呼ぶ。

[目次]

1. 試算の前提	2 ページ
2. 試算結果	7 ページ
3. 総括	13 ページ

1. 試算の前提

◆1-1. 世帯類型の設計

- 本レポートでは、2012 年度税制改正大綱に記載された改正内容、既に法定された復興増税等、および消費税率引上げを含む社会保障と税の一体改革などの税・社会保障の改正内容について、消費税率引上げ後の2016年と2011年を比較して、家計収支にどのような影響を与えるのか総合的な試算を行う。
- 世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定した。なお、「40歳以上片働き4人世帯」・「40歳以上共働き4人世帯」・「40歳未満単身世帯」の3類型を合わせて「現役世帯」、「75歳以上夫婦世帯」・「75歳以上単身女性世帯」の2類型を合わせて、「高齢世帯」と呼ぶ。
- 具体的な世帯構成としては、それぞれ次の通りに設計した。

世帯類型についての前提

全体共通

- 1-1. 時間経過による年齢の変化は考慮しない。
- 1-2. 税引き前の給与収入の変動は考慮しない。ただし、高齢世帯における税引き前の年金収入については、後述の物価スライド特例措置を考慮する。
- 1-3. 物価変動については原則考慮しない。ただし、後述する消費税率引上げ分は、8割が物価に反映されるものとして、その分実質的な可処分所得が減少するものとする。
- 1-4. 住民税の調整控除は考慮しない。

現役世帯共通

- 2-1. 働いている者は、会社員で、厚生年金・協会けんぽ（保険料率は全国平均値とする）・雇用保険に加入。40歳以上の場合、介護保険料も支払う。

40歳以上片働き4人世帯

- 3-1. 夫婦がいずれも40歳以上で、夫婦のうちいずれかが働き、小学生の子どもが2人いるものとする。
- 3-2. 世帯年収は、300万円、500万円、800万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円の6ケースを想定する。
- 3-3. 生命保険料控除は一般の生命保険について上限まで適用（経過措置適用により、所得税5万円、住民税3.5万円の所得控除を受けるものとする）。社会保険料控除、配偶者控除、年少扶養控除、基礎控除を適用する。その他の所得控除、税額控除は考慮しない。

40歳以上共働き4人世帯

- 4-1. 夫婦がいずれも40歳以上で、夫婦ともに働き、小学生の子どもが2人いるものとする。夫婦の税引き前年収は、一方が世帯年収の60%、他方が世帯年収の40%とする。

- 4-2. 世帯年収は、800 万円、1,000 万円、1,500 万円、2,000 万円の 4 ケースを想定する。
- 4-3. 生命保険料控除は夫婦ともに一般の生命保険について上限まで適用（経過措置適用により、所得税 5 万円、住民税 3.5 万円の所得控除を受けるものとする）。社会保険料控除、基礎控除を夫婦ともに適用する。年少扶養控除は、夫婦のうち税引き前年収が高い方が適用する。その他の所得控除、税額控除は考慮しない。

40 歳未満単身世帯

- 5-1. 40 歳未満の単身者 1 人からなる世帯である。
- 5-2. 世帯年収は、300 万円、500 万円、800 万円、1,000 万円の 4 ケースを想定する。
- 5-3. 生命保険料控除は適用しない。社会保険料控除、基礎控除を適用する。その他の所得控除、税額控除は考慮しない。

高齢世帯共通

- 6-1. 東京都 23 区内に在住。後期高齢者医療制度、介護保険制度に加入し、保険料を支払う。公的年金以外に収入はない。年金以外も、預貯金を取り崩して生活している。

75 歳以上高齢夫婦世帯

- 7-1. 夫は老齢厚生年金・老齢基礎年金、妻は老齢基礎年金のみを受給。
- 7-2. 世帯年収は、世帯 A・240 万円（夫 180 万円・妻 60 万円）、世帯 B・360 万円（夫 288 万円・妻 72 万円）の 2 ケースを想定する。世帯 A の妻の年金納付月数は 365 ヶ月である¹。世帯 A は年 36 万円、世帯 B は年 60 万円の預貯金を取り崩して生活している。
- 7-3. 生命保険料控除は適用しない。社会保険料控除（夫が夫婦 2 人分の保険料控除を適用する）、基礎控除、配偶者控除を適用する。

75 歳以上単身女性世帯

- 8-1. 夫が死亡した後の妻を想定し、遺族厚生年金と老齢基礎年金を受給。
- 8-2. 世帯年収は、世帯 A・180 万円（遺族厚生年金 120 万円・老齢基礎年金 60 万円）、世帯 B・240 万円（遺族厚生年金 168 万円・老齢基礎年金 72 万円）の 2 ケースを想定する。世帯 A は年 36 万円、世帯 B は年 60 万円の預貯金を取り崩して生活している。
- 8-3. 生命保険料控除は適用しない。社会保険料控除、基礎控除を適用する。

○全ての世帯類型を網羅できるわけではないが、これらの 5 類型により日本全体の家計収入の変化が概観できる。

¹ 「低年金者への年金加算」の金額を算定する際に必要となる。40 年間（480 ヶ月）年金を納付した場合、2011 年度は老齢基礎年金の満額（78 万 8,900 円）が支給される。老齢基礎年金の支給額が 60 万円というのは、年金保険料の納付月数（第 3 号被保険者として納付の必要がなかった月数を含む）の合計がおおよそ 365 ヶ月の場合に相当する。

- 「40歳未満共働き2人（子どもがいない）世帯」については、夫婦それぞれの年収別の「40歳未満単身世帯」の家計収支の増減を単純合計すれば、世帯としての家計収支の増減が求められる。
- 子ども2人について「小学生」としたのは、児童手当・子ども手当等の分析を行う際、最も多くの受給者が該当する子どもの年齢区分が「小学生」となるためである（前提3-1、4-1）。
- 高齢世帯について、75歳以上としたのは、年金受給者については「60歳以上65歳未満」、「65歳以上70歳未満」、「70歳以上75歳未満」、「75歳以上」の各区分により税・社会保険料等の負担が異なるためである。このうち、最も人口が多い区分²が「75歳以上」であるため、「75歳以上」を年金受給者のモデル世帯として、年金受給者の家計収支の変化を概観することとした。なお、75歳以上の人口のうち女性が占める割合が多いことを考慮し、「75歳以上単身女性世帯」の世帯類型も設けた。

◆1-2. 制度改正の想定

- 今後の制度改正については、次の通りに前提を置いた。基本的には、執筆時点で政府・与党が想定している制度改正・実施時期等をもとにしたが、一部、試算の便宜上前提を置いたものもある。

制度改正の前提

所得税

- 9-1. 2011年1月から、年少扶養控除廃止（実施済）
- 9-2. 2013年1月から、給与所得控除の上限が245万円に （法定済）【前回試算と同条件】
- 9-3. 2013年1月から、復興特別所得税（所得税額の2.1%）を実施（法定済）
- 9-4. 成年扶養控除、配偶者控除は改正されない【前回試算と同条件】
- 9-5. 復興特別所得税を除いては、税率構造は変更されない【前回試算と同条件】

住民税

- 10-1. 2012年6月から、年少扶養控除廃止（法定済）
- 10-2. 2014年6月から、年あたり+1,000円の均等割増税を実施（法定済）
- 10-3. 2014年6月から、給与所得控除の上限が245万円に（法定済）【前回試算と同条件】
- 10-4. 成年扶養控除、配偶者控除は改正されない【前回試算と同条件】
- 10-5. 均等割増税を除いては、税率構造は変更されない【前回試算と同条件】

消費税

- 11-1. 2014年4月から、消費税率8%に引上げ【前回試算では「2014年1月」から引上げ】
- 11-2. 2015年10月から、消費税率10%に引上げ【前回試算では「2015年1月」から引上げ】
- 11-3. 軽減税率は設定されない。給付つき税額控除も行われぬ【前回試算と同条件】

² 総務省統計局『国勢調査報告』、2010年10月1日現在の総人口による。

11-4. 消費税率引上げ分の80%が物価に反映される（非課税品目の影響や、一部が価格に転嫁されないことなどを考慮）。物価上昇率分だけ、可処分所得が実質的に減少するものとする³。高齢世帯においては、預貯金の取り崩し額に物価上昇率分を乗じた金額も、実質的な可処分所得から減算する。

車体課税・エコカー補助金

12-1. 2012年度税制改正を反映する。2012年度税制改正による租税特別措置の期限切れ後も、同様の制度が維持されるものとする。【前回試算と同条件】

12-2. 「40歳以上片働き4人世帯」および「40歳以上共働き4人世帯」は、車を1台保有しているものとし、その他の世帯は車を保有していないものとする。

12-3. 2011年時点では、「自家用ガソリン車で、排気量1,800cc、車両重量1トン以上1.5トン未満、2012年度税制改正前基準で「低燃費車Ⅰ」（エコカー減税75%軽減）に該当する車」を保有するものとする。2012年以後は、「自家用ガソリン車で、排気量1,800cc、車両重量1トン以上1.5トン未満、2012年度税制改正後基準で「低燃費車Ⅱ」（エコカー減税75%軽減）に該当する車」を1台保有するものとする。

12-4. 車の購入頻度は、世帯の税引き前年収800万円未満の世帯で13年に一度、年収800万円以上1,500万円未満の世帯で9年に一度、年収1,500万円以上の世帯で5年に一度とする。2011年の制度と2012年の制度の下で5年・9年・13年車を保有した場合の1年あたりの自動車重量税を比較し、税額の減少分を実質的な可処分所得に加算する⁴。

12-5. 自動車取得税、自動車税は考慮しない。エコカー補助金も考慮しない。

地球温暖化対策のための税

13-1. 2012年度税制改正の通り実施されるものとする。家計の直接的なエネルギー消費にかかる税額のみを考慮する。1世帯あたりの負担額は、2012年10月以降1年あたり400円、2014年4月以降800円、2016年4月以降1,200円とする。2011年比の2016年の負担増は全ての世帯で年1,100円とし、実質的な可処分所得から減算する。【前回試算では2015年の負担増を年800円とした】

厚生年金・国民（基礎）年金

14-1. 法定通りの保険料率引上げが行われる（法定済、引上げスケジュールについては「解説編」図表4-5を参照）。

14-2. 厚生年金の標準報酬月額の上限引上げは行わない。

³ 各年において実際に消費税を負担するのは、可処分所得のうち消費に回した分だけであり、貯蓄に回した分は消費税がかからない。しかしながら、消費税率の引上げは恒久的に行われるものと考えられるため、いずれは貯蓄を取り崩して消費を行う際には消費税を負担することになると考えられる。このため、消費税負担増については可処分所得のうち消費に回す割合について、按分計算を行わないこととした。

⁴ 可処分所得の増加額は、1年あたり、年収800万円未満の世帯（13年ごと買替え）で6,400円、年収800万円以上1,500万円未満の世帯（9年ごと買替え）で5,700円、年収1,500万円以上の世帯（5年ごと買替え）で4,200円と試算された（100円未満四捨五入）。

- 14-3. 物価スライド特例水準（2.5%の給付超過）は、2012年度から3年間かけて解消するものとして、厚生年金・基礎年金の支給額を2011年度比で、2012年度に0.9ポイント、2013年度・2014年度に0.8ポイントそれぞれ引下げる。2016年の年金支給水準は、2011年比で2.5%減。
- 14-4. 「低年金者への年金加算」が行われるものとする。「3党合意」⁵の通り、2015年10月以後、「住民税家族全員非課税かつ年金収入及びその他所得の合計額が老齢基礎年金以下」⁶の者を対象とし、「月額0.5万円×保険料納付済期間／480月」の年金額が加算されるものとする。【前回試算では「低年金者への年金加算」を考慮せず】
- 14-5. マクロ経済スライドは考慮しない。ただし、消費税率引上げによる物価上昇分の年金支給額への反映も行われないものとする（物価上昇率分の年金支給額の増額とマクロ経済スライドによる年金支給額の減額が相殺されるものと想定する）⁷。【前回試算と同条件】

協会けんぽ・介護保険・雇用保険・後期高齢者医療制度の保険料

- 15-1. 2016年度の保険料率は、2012年度と同じとする。【前回試算では「2015年度の保険料率は2011年度と同じ」とした】

児童手当・子ども手当（金額は小学生のもの）

- 16-1. 2010年4月から、子ども手当（子ども1人あたり月1.3万円、所得制限なし）
- 16-2. 2011年10月から、特別措置子ども手当（子ども1人あたり月1万円、所得制限なし）
- 16-3. 2012年6月から、新児童手当（子ども1人あたり月1万円、所得制限ラインは、夫婦のうち多い方の年収が960万円程度以上。所得制限世帯への手当は子ども1人あたり月0.5万円）【前回試算では所得制限世帯には給付なし】

○車体課税については、試算の便宜上、代表的な車の例を設定し、世帯年収別に異なる買替え頻度を設定した（前提12-2～12-5）。

○協会けんぽ・介護保険・雇用保険・後期高齢者医療制度の保険料率については、社会保障と税の一体改革の内容により変更されることが予想されるが、本稿執筆時点では、明確な案が示されていない。このため、既に実施された2011年度から2012年度にかけての保険料率の改正のみを反映し、2013年度以後

⁵ 2012年6月15日公表の民主党・自由民主党・公明党「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」のことである。

⁶ ここでいう「年金収入」の定義は「3党合意」では必ずしも明確化されていないが、所得税の課税対象となるか否かを問わずに公的年金として支給される金額であるものと仮定した。

⁷ 2016年までにマクロ経済スライドが実施されるか否かは今後の物価変動の推移に左右されるため、不確定である。前提14-3. で想定した「物価スライド特例水準の解消」が行われるとすると、（それ以外の制度が改正されなくても）マクロ経済スライドが実施される可能性が高いものと考えられる。現行法では、（物価スライド特例水準の問題が解消したとすると）物価が上昇した場合、年金支給額は「物価上昇率－平均0.9%」（ただし、この数値がマイナスとなる場合は0%とする）引上げられる（この措置が「マクロ経済スライド」である）。筆者は、消費税率の引上げによる物価上昇があっても、その分の年金支給額の引上げはマクロ経済スライドにより相殺されるのではないかと予想している。

は2012年度の保険料率が維持されるものとした（前提15-1）。

2. 試算結果

◆2-1. 40歳以上片働き4人世帯

○「40歳以上片働き4人世帯」の試算結果は、図表1に示される。

図表1 試算結果（40歳以上片働き4人世帯）【試算結果は改訂されている】

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000	1,500	2,000
2011年の実質可処分所得	281.52	434.22	641.77	767.83	1,082.49	1,360.77
2016年の実質可処分所得	256.56	401.33	598.65	706.15	1,006.67	1,259.98
2011年比(差額)	-24.96	-32.89	-43.12	-61.68	-75.82	-100.79
2011年比(%)	-8.87%	-7.57%	-6.72%	-8.03%	-7.00%	-7.41%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-10.67	-16.70	-24.92	-29.40	-41.93	-52.49
B	復興特別所得税	-0.07	-0.20	-0.77	-1.40	-3.61	-6.86
C	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
D	住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-10.75
F	車体課税の引下げ	0.64	0.64	0.57	0.57	0.42	0.42
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増(B~G)	-6.24	-6.37	-7.01	-7.64	-10.00	-24.00
H	厚生年金の保険料増加	-2.64	-4.41	-7.05	-8.82	-9.20	-9.20
I	子ども手当(児童手当)の減少と所得制限	-5.40	-5.40	-5.40	-17.40	-17.40	-17.40
J	その他(注1)	-0.01	-0.01	1.26	1.58	2.71	2.30
	社会保障関連の負担増等(H~J)	-8.05	-9.82	-11.19	-24.64	-23.89	-24.30
	合計	-24.96	-32.89	-43.12	-61.68	-75.82	-100.79
	【参考】子ども手当の反動による負担増(D+I)	-12.00	-12.00	-12.00	-24.00	-24.00	-24.00

(注1)厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少、健康保険料の増加、介護保険料の増加、雇用保険料の減少などの影響。

(注2)単位:万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

- 2011年比の2016年の実質可処分所得の減少額は、年収300万円の世帯で24.96万円、年収800万円の世帯で43.12万円、年収1,500万円の世帯で75.82万円である。年収の高い世帯ほど、差額で見た可処分所得の減少は大きい。
- 比率で見ると、6ケースのうち最も減少率が高いのは年収300万円の世帯で8.87%減である。消費税増税による影響については、年収別であり差がない。しかし、年収が低い世帯ほど子ども手当の反動による負担増の相対的な影響が大きくなるため、年収300万円の世帯で2011年比の減少率が最も高くなった。【前回試算では児童手当が所得制限世帯に全く支給されないことを前提としたため、年収1,000万円の世帯が最も減少率が高かった】
- 実質可処分所得を最も大きく減少させるものは、6ケース全てにおいて「A・消費税率引上げによる負担」である。6ケース全てで、2011年比の2016年の実質可処分所得減少の半分程度を占めている。
- 次に影響が大きいもの(実質可処分所得を減少させるもの)は、年収1,000万円以上の3ケースでは「I・子ども手当(児童手当)の減少と所得制限」、年収800万円の世帯では「D・住民税の年少扶養控除廃止」、「H・厚生年金の保険料増加」、「I・子ども手当(児童手当)の減少と所得制限」、の3項目

が同程度、年収 500 万円以下の 2 ケースでは「D・住民税の年少扶養控除廃止」と「I・子ども手当（児童手当）の減少と所得制限」の 2 項目が同程度である。

- 復興増税と住民税均等割増税（B・C）はこれらの項目に比べて、2011 年比の 2016 年の可処分所得に与える影響は小さい。
- 「E・所得税・住民税の給与所得控除の縮減」は、年収 2,000 万円の世帯のみ税額を増加させる。
- 「F・車体課税の引下げ」による実質可処分所得の増加は、世帯により 0.42 万円～0.64 万円である。
- 「H・厚生年金の保険料増加」は、年収 1,000 万円までは年収に比例して負担が増加するが、年収 1,500 万円と年収 2,000 万円の世帯では負担が同じ金額である。これは、厚生年金保険料の徴収対象となる年収に上限があるためである（前回試算同様、上限は改正されないものと想定している）。

◆2-2. 40 歳以上共働き 4 人世帯

- 「40 歳以上共働き 4 人世帯」の試算結果は、次の図表 2 に示される。

図表 2 試算結果（40 歳以上共働き 4 人世帯）【試算結果は改訂されている】

税引き前世帯年収	800	1,000	1,500	2,000
（夫婦のうち一方の税引き前年収）	480	600	900	1,200
（他方の税引き前年収）	320	400	600	800
2011 年の実質可処分所得	668.45	816.92	1,157.68	1,481.49
2016 年の実質可処分所得	623.58	764.26	1,087.36	1,383.55
2011 年比（差額）	-44.87	-52.66	-70.32	-97.94
2011 年比（%）	-6.71%	-6.45%	-6.07%	-6.61%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-25.96	-31.82	-45.29	-57.63
B	復興特別所得税	-0.36	-0.58	-1.65	-3.26
C	住民税均等割増税	-0.20	-0.20	-0.20	-0.20
D	住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.57	0.57	0.42	0.42
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増(B~G)	-6.70	-6.92	-8.14	-9.75
H	厚生年金の保険料増加	-7.05	-8.82	-13.22	-16.25
I	子ども手当（児童手当）の減少と所得制限	-5.40	-5.40	-5.40	-17.40
J	その他（注1）	0.24	0.30	1.73	3.09
	社会保障関連の負担増等(H~J)	-12.21	-13.92	-16.89	-30.56
	合計	-44.87	-52.66	-70.32	-97.94
	【参考】子ども手当の反動による負担増(D+I)	-12.00	-12.00	-12.00	-24.00

（注1）厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少、健康保険料の増加、介護保険料の増加、雇用保険料の減少などの影響。

（注2）単位：万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課試算

- 「40 歳以上共働き 4 人世帯」と「40 歳以上片働き 4 人世帯」を比較すると、2011 年の時点で見ても、2016 年時点で見ても、同じ世帯年収であれば「40 歳以上共働き 4 人世帯」の方が実質可処分所得が多い。
- 例えば、世帯年収 800 万円の場合、2011 年の実質可処分所得は、片働き世帯では 641.77 万円であるのに対し、共働き世帯では 668.45 万円である。2016 年の実質可処分所得で見ても、片働き世帯では 598.65 万円であるのに対し、共働き世帯では 623.58 万円である。

- これは、主に、日本の所得税が個人単位の累進税率を適用しているためであり、同じ世帯年収であれば夫婦のうちいずれかのみが稼ぐよりも、夫婦で収入が分散していた方が税額が少なくなるためである。
- 片働き世帯と比べて特徴的な点を述べると、共働き世帯であれば世帯年収 1,500 万円（夫婦のうち一方が 900 万円・他方が 600 万円）であっても新児童手当の所得制限を受けないことが挙げられる。
- 新児童手当は、夫婦のうち多い方の収入が年収 960 万円程度以上であるか否かで所得制限の判定が行われる⁸。このため、片働き世帯では年収 1,000 万円の世帯で所得制限を受け支給額が減る（子ども 1 人あたり月 0.5 万円となる）のに対し、共働き世帯では世帯年収 1,000 万円の世帯も世帯年収 1,500 万円の世帯も新児童手当が満額支給（子ども 1 人あたり月 1 万円支給）される。
- この違いが、片働き世帯と共働き世帯で、同じ世帯年収 1,000 万円の世帯で比較した場合の、実質可処分所得の変動に大きな影響を与える。
- 世帯年収 1,000 万円の片働き世帯では、2016 年の 2011 年比の実質可処分所得の減少は 61.68 万円であるが、共働き世帯では 52.66 万円の減少である。2011 年の時点で見ても、実質可処分所得は片働き世帯より共働き世帯の方が多（差額は、49.09 万円）が、その差がさらに拡大することになる。2016 年時点で実質可処分所得を比較すると、片働き世帯が 706.15 万円であるのに対し、共働き世帯は 764.26 万円であり、その差は 58.11 万円になる。
- 同じ世帯人数・同じ世帯年収で、共働き世帯と片働き世帯を比較すると、片働き世帯の方が夫婦合計で仕事以外に使える時間が多く、ある程度裕福であるとも考えられる。このため、同じ世帯人数・同じ世帯年収であっても、ある程度片働き世帯の方が負担が多くなることに妥当性があるという考え方もある。だが、同じ世帯年収 1,000 万円の世帯において、負担の差額が 58.11 万円 というのは、差額が大きすぎ、不公平であるものと筆者は考える。【もっとも、新児童手当を所得制限世帯にも月 0.5 万円支給することになったため、前回試算時よりは公平性の問題は改善されている】
- 新児童手当の所得制限について、夫婦のうち多い方の収入のみで判定を行うことは、不公平であると考えられる。役所での事務作業はより複雑になるが、新児童手当について所得制限を行うならば、夫婦のうち多い方の収入で判定するのではなく、夫婦合計の収入で判定を行った方が公平であろう（もしくは、そもそも所得制限をなくすことも考えられる）。
- なお、今回の試算には反映していないが、政府・与党は長期的には配偶者控除を見直すことも検討している。配偶者控除を縮減すると、現状でさえ同じ世帯年収で見ると片働き世帯の可処分所得が少ない上に、さらに片働き世帯の可処分所得を減らすことになる。配偶者控除の縮減は、税の公平性に反するものと筆者は考えている。

⁸ 新児童手当の所得制限基準について、詳細は拙稿「新旧児童手当、子ども手当と税制改正の Q&A」（2012 年 5 月 14 日発表）を参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12051401tax.html>

◆2-3. 40歳未満単身世帯

○「40歳未満単身世帯」の試算結果は、次の図表3に示される。

図表3 試算結果（40歳未満単身世帯）【試算結果は改訂されている】

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000
2011年の実質可処分所得	241.63	393.33	597.74	724.86
2016年の実質可処分所得	229.17	373.22	567.24	687.30
2011年比(差額)	-12.46	-20.11	-30.50	-37.56
2011年比(%)	-5.16%	-5.11%	-5.10%	-5.18%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-9.55	-15.56	-23.64	-28.64
B	復興特別所得税	-0.12	-0.29	-0.98	-1.61
C	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
D	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00	0.00	0.00
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.00	0.00	0.00	0.00
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増(B~G)	-0.33	-0.50	-1.19	-1.82
H	厚生年金の保険料増加	-2.64	-4.41	-7.05	-8.82
I	子ども手当(児童手当)の減少と所得制限	0.00	0.00	0.00	0.00
J	その他(注1)	0.06	0.36	1.38	1.72
	社会保障関連の負担増等(H~J)	-2.58	-4.05	-5.67	-7.10
	合計	-12.46	-20.11	-30.50	-37.56
	【参考】子ども手当の反動による負担増(D+I)	0.00	0.00	0.00	0.00

(注1) 厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少、健康保険料の増加、介護保険料の増加、雇用保険料の減少などの影響。

(注2) 単位：万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

- 同じ世帯年収で見ると、2011年時点でも2016年時点でも「40歳以上片働き4人世帯」および「40歳以上共働き4人世帯」と比べて、「40歳未満単身世帯」の実質可処分所得は最も低い。
- 例えば、年収800万円の世帯で比較すると、2011年時点では、「40歳以上片働き世帯」は641.77万円、「40歳以上共働き世帯」は668.45万円であるが、「40歳未満単身世帯」は597.74万円である。
- 同じく2016年時点では、「40歳以上片働き世帯」は598.65万円、「40歳以上共働き世帯」は623.58万円であるが、「40歳未満単身世帯」は567.24万円である。
- これは、単身世帯では税の控除が少ないこと（配偶者控除、年少扶養控除がなく、生命保険料控除もないものとした）および手当が支給されないことなどが原因である。
- 同じ世帯年収であれば、4人世帯よりも単身世帯の方が裕福であると考えられるため、4人世帯と比べて単身世帯がある程度負担が多くなることは、税の公平性の観点から妥当と言える。
- ただし、2016年時点における年収1,000万円の「40歳以上片働き4人世帯」と「40歳未満単身世帯」を比較すると、実質可処分所得の差が比較的小さくなっている。「40歳以上片働き4人世帯」の実質可処分所得が706.15万円であるのに対し、「40歳未満単身世帯」は687.30万円と、差額は18.85万円である。

ある。

- これは、2016年時点における年収1,000万円の「40歳以上片働き4人世帯」は、年少扶養控除が適用されず、新児童手当も月0.5万円しか支給されないためである。
- 単身世帯と子どものいる世帯の間での負担の公平性を考えれば、子どものいる世帯には高所得であっても満額の新児童手当を支給すべきであろう。

◆2-4. 75歳以上夫婦世帯

- 「75歳以上夫婦世帯」の試算結果は、次の図表4に示される。

図表4 試算結果（75歳以上夫婦世帯）【試算結果は改訂されている】

2011年の税引き前世帯年収	240	360
（うち夫）	180	288
（うち妻）	60	72
2011年の実質可処分所得	227.50	323.67
2016年の実質可処分所得	211.36	296.04
2011年比（差額）	-16.14	-27.63
2011年比（%）	-7.09%	-8.54%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-10.31	-14.84
B	復興特別所得税	0.00	-0.05
C	住民税均等割増税	0.00	-0.10
D	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.00	0.00
G	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08
	消費税以外の税負担増（B～G）	-0.08	-0.23
①	物価スライド特例水準の解消（年金減額）	-6.00	-9.00
②	低年金者への年金加算	4.56	0.00
③	後期高齢者医療制度の保険料の増加	-0.21	-1.24
④	介護保険料の増加	-4.07	-4.18
⑤	その他（注1）	-0.03	1.86
	その他の負担（①～⑤）	-5.75	-12.56
	合計	-16.14	-27.63

（注1）年金減額に伴い、税・社会保険料が減る影響など。

（注2）単位：万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課試算

- 消費税率引上げの他、年金減額（物価スライド特例水準の解消）が、実質可処分所得の減少の大きな要因となる。
- 2011年度から2012年度にかけての介護保険料の増加も実質可処分所得減少の大きな要因となっている。
- 年収240万円の世帯においては、所得税・住民税ともに非課税であり、したがって、復興増税による影響を全く受けない。これは、公的年金等控除などの控除があるためである。年収360万円の世帯においては、所得税・住民税ともに課税されており、復興増税による影響を受ける。
- 年収240万円の世帯においては、夫も妻も住民税が非課税であり、妻の年金が老齢基礎年金の満額に満

たないため、「低年金者への年金加算」の対象となる。年金加算額は、年間 4.56 万円と試算された。なお、年収 360 万円の世帯は夫が住民税課税であるため、「低年金者への年金加算」の対象とならない。

◆2-5. 75 歳以上単身女性世帯

○「75 歳以上単身女性世帯」の試算結果は、次の図表 5 に示される。

図表 5 試算結果（75 歳以上単身女性世帯）【試算結果は改訂されている】

2011年の税引き前世帯年収	180	240
（うち遺族厚生年金[非課税]）	120	168
（うち老齢基礎年金[課税]）	60	72
2011年の実質可処分所得	177.54	237.54
2016年の実質可処分所得	163.74	218.94
2011年比(差額)	-13.80	-18.60
2011年比(%)	-7.77%	-7.83%

実質可処分所得変動の要因分析

A	消費税率引上げによる負担	-8.33	-11.63
B	復興特別所得税	0.00	0.00
C	住民税均等割増税	0.00	0.00
D	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
E	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
F	車体課税の引下げ	0.00	0.00
G	地球温暖化対策のための税	-0.11	-0.11
	消費税以外の税負担増(B~G)	-0.11	-0.11
①	物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-4.50	-6.00
②	低年金者への年金加算	0.00	0.00
③	後期高齢者医療制度の保険料の増加	-0.02	-0.02
④	介護保険料の増加	-0.84	-0.84
⑤	その他(注1)	0.00	0.00
	その他の負担(①~⑤)	-5.36	-6.86
	合計	-13.80	-18.60

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

○消費税率引上げの他、年金減額（物価スライド特例水準の解消）が、実質可処分所得の減少の大きな要因となる。

○「75 歳以上単身女性世帯」では、いずれの世帯でも所得税・住民税が非課税であり、このため復興増税の影響も受けない。これは、遺族厚生年金が非課税とされており、課税対象の老齢基礎年金も公的年金等控除の範囲内であるためである。

○年収 180 万円・年収 240 万円のいずれのケースも「低年金者への年金加算」の対象とはならなかった。

○この年収 180 万円の世帯は、「75 歳以上夫婦世帯」で年収 240 万円であった世帯において夫が死亡した後妻が 1 人で生活しているケースを想定している。「75 歳以上夫婦世帯」で年収 240 万円であった場合は、妻の分の年金額は老齢基礎年金の満額に満たないため、「低年金者への年金加算」の対象となった。しかし、夫の死亡後は遺族厚生年金が妻に対して支給されるため、妻の年金額は老齢基礎年金の満額を

超える。このため、「低年金者への年金加算」の対象から外れることになる。

- 夫婦 2 人で生活しているときの夫婦合計の年金額よりも、夫の死亡後に妻に支給される年金額は少なくなる。にもかかわらず、「低年金者への年金加算」は個人単位で見た支給額が老齢基礎年金の満額を超えているか否かで判定する。このため、夫婦 2 人で生活していたときは「低年金者への年金加算」があったが、夫の死亡後は「低年金者への年金加算」がなくなるケースも多いものと考えられる。
- 「3 党合意」における「低年金者への年金加算」では、原則として個人単位で見た年金支給額により対象者を決めることとなっている。しかし、筆者は個人単位ではなく世帯単位で判定を行った方がよいように思う。

3. 総括

- 試算により分かったことをまとめると、以下のようになる。
- 今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011 年と比べると 2016 年の実質可処分所得は減少しており、その最大の要因は消費税率の引上げである。
- 次に実質可処分所得を減少させる要因としては、現役世帯では、子ども手当（児童手当）の減少および所得制限、厚生年金保険料の増加、住民税の年少扶養控除廃止などが挙げられる。高齢世帯では、物価スライド特例水準の減少（年金減額）と介護保険料の増加が挙げられる。
- 復興増税（所得税付加税、住民税均等割増税）は、これらの負担増に比べて、比較的影響が小さい。高齢世帯では所得税・住民税ともに非課税のため影響を受けない世帯もある。
- 今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011 年と比べると 2016 年の実質可処分所得は 5.10%以上減少している。率で見ると、現役の単身世帯において可処分所得の減少率が比較的低いが、他の世帯で減少率が高くなるのは、これまで比較的多くもらっていた給付が剥落するためである（子ども手当の減少や年金の物価スライド特例措置の解消など）。
- 同じ現役の 4 人世帯同士、同じ年収同士で片働き世帯と共働き世帯の実質可処分所得を比べると、2011 年の時点で見ても、2016 年時点で見ても、共働き世帯の方が実質可処分所得が多い。これは、主に、日本の所得税が個人単位の累進税率を適用しているためであり、同じ世帯年収であれば夫婦のうちいずれかのみが稼ぐよりも、夫婦で収入が分散していた方が税額が少なくなるためである。
- さらに 2016 年時点で見ると、新児童手当の所得制限（給付額が 0.5 万円に減ること）が、世帯年収 1,000 万円の片働き世帯と共働き世帯の間の可処分所得の差を広げる。2016 年時点で実質可処分所得を比較すると、片働き世帯が 706.15 万円であるのに対し、共働き世帯は 764.26 万円であり、その差は 58.11 万円になる。
- 新児童手当の所得制限について、夫婦のうち多い方の収入のみで判定を行うことは、不公平であると考えられる。事務作業はより複雑になるが、新児童手当について所得制限を行うならば、夫婦のうち多い方の収入で判定するのではなく、夫婦合計の収入で判定を行った方が公平であろう。
- 同じ年収で比較すると、現役の 4 人世帯（片働き・共働き）よりも単身世帯の方が、2011 年時点で見ても、2016 年の時点で見ても、可処分所得が少なくなっている。同じ世帯年収であれば、4 人世帯よりも単身世帯の方が裕福であると考えられるため、4 人世帯と比べてある程度負担が多くなることは、税の公平性の観点から妥当といえる。
- 他方、2016 年時点における年収 1,000 万円の「40 歳以上片働き 4 人世帯」と「40 歳未満単身世帯」を比較すると、実質可処分所得の差が小さくなっている。「40 歳以上片働き 4 人世帯」の実質可処分所得

が 706.15 万円であるのに対し、「40 歳未満単身世帯」は 687.30 万円と、差額は 18.85 万円である。

- これは、2016 年時点における年収 1,000 万円の「40 歳以上片働き 4 人世帯」は、年少扶養控除が適用されず、新児童手当も月 0.5 万円しか支給されないためである。
- 同じ、年収 1,000 万円の世帯においても、「40 歳以上片働き 4 人世帯」と「40 歳未満単身世帯」では生活状況は大きく異なるものと考えられる。「40 歳以上片働き 4 人世帯」に対して「40 歳未満単身世帯」と同程度の負担を求めるのは、税の公平性に反するものと言えるだろう。単身世帯と子どものいる世帯の間で負担の公平性を考えれば、高所得の世帯にも新児童手当を支給すべきであろう。
- 夫婦 2 人で生活しているときの夫婦合計の年金額よりも、夫の死亡後に妻に支給される年金額は少なくなる。にもかかわらず、「低年金者への年金加算」は個人単位で見た支給額が老齢基礎年金の満額を超えているか否かで判定する。このため、夫婦 2 人で生活していたときは「低年金者への年金加算」があったが、夫の死亡後は「低年金者への年金加算」がなくなるケースも多いものと考えられる。
- 「3 党合意」における「低年金者への年金加算」では、原則として個人単位で見た年金支給額により対象者を決めることとなっている。しかし、筆者は個人単位ではなく世帯単位で判定を行った方がよいように思う。

【以上】